
4. 本仕様書の内容

(1) 標準化範囲内の類型

本仕様書の対象は「3 (2) 対象事務」で示したとおりであり、この対象範囲において定義すべき機能・帳票要件について、【類型1：実装必須機能・帳票】【類型2：標準オプション機能・帳票】の2類型を① 都道府県② 団体内で複数の福祉事務所を設置（例：政令指定都市、一部の中核市等）、③ 団体内で一つの福祉事務所を設置（例：②以外の市区町村）の3パターンに分類した。自治体においては、自団体に最も適したパッケージを①から③のうちで選択することができ、自治体の選択を拘束するものではない。また、③については、必須機能が最小限に設定されているパッケージ案である。運用と費用のバランスを鑑みて、適切なパッケージ選択を行うよう留意いただきたい。

なお、他業務における標準仕様書では【実装必須機能・帳票】及び【標準オプション機能・帳票】に加えて、【実装しない機能・帳票】の類型があるが、生活保護システムにおいては標準仕様として明示的に【実装しない機能】として定義すべき機能がない（従来では共通的に搭載されているが本仕様書において意図的に実装すべきではないと判断した機能はない）ため類型から除外している。

主な考え方は以下のとおりである。

- (ア) 2類型に分類されていない機能（標準仕様書に規定していない機能）は、原則、実装しない機能として位置付ける。
- (イ) 「3 (2) 対象事務」で示した標準化範囲外の事務の機能は、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは疎結合した形で別に構築（アドオン）し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携する。
- (ウ) 類型1、類型2について、システムへの実装方法は問わない。
例) 「施設払の支給データについて一覧で確認できること。」の要件について、一覧表示画面で確認する、あらかじめ指定した条件で自動的に印刷する、など実装方法は問わない。

表 1-4 標準化範囲内の機能・帳票要件における類型の取扱い

類型		位置づけ（対ベンダ）	地方自治体への影響
標準化 対象業務	実装必須機能・帳票	標準機能として実装必須。	すべての機能を利用できる。
	標準オプション機能・帳票	実装任意。	ベンダが実装している場合は、利用できる。

表 1-5 機能・帳票要件の類型の考え方

実装必須機能・帳票	全ての団体で、必須機能である／実装が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ・当該機能・帳票がないとシステム化の意義が薄まる／全団体で効率化や住民サービス向上の効果が得られるため、必須又は実装が望ましい機能・帳票と結論できる。 ・帳票要件においては、法令・通知等で当該帳票（様式含む）を使用することが定められている帳票。
	最適なものとして合意できる	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の業務運用が複数パターンあることに起因して機能・帳票に差が出ているが、最も効率的な／本来あるべき運用に沿った機能・帳票を定義できる。 ・法解釈の差異、都道府県条例や運用方式に起因して機能・帳票に差が出ているが、全団体で利用可能な標準仕様としての機能・帳票を定義できる。 ・将来的な住民サービス等の在り方や地方自治体 DX の推進施策等を踏まえ、システム実装についての指針を出すべきと判断できる。
標準オプション機能・帳票	団体によっては、業務上の必要性が認められる／実装が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての団体で必須ではないが、政策／条例／住民サービスの実施方式により、一定程度の団体においては必須である。 ・全ての団体で必須ではないが、団体の規模によっては対象のデータ数が数万件に達する／団体の組織体制（機能を集約している、支所があるなど）／外部委託の有無など、当該機能・帳票がないと業務が大幅に非効率になる。